

岡田事務所通信

令和2年6月号(第178号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

年金改革法が成立 パートに厚生年金拡大 受給開始 75 歳も

短時間労働者への厚生年金の適用拡大や公的年金の受給開始年齢を 75 歳まで繰り下げられることなどを盛り込んだ年金改革法が成立しました。パートなど短時間労働者への厚生年金の適用を段階的に拡大します。また、年金の受給開始時期を遅らせることで受け取る金額を増額するとともに働く高齢者の年金を一部減らす「在職老齢年金」も同時に見直して、高齢者の就労を後押しする狙いがあります。

厚生年金の適用拡大では、パートなど短時間労働者の加入要件である企業の従業員数の基準を段階的に引き下げます。現在は従業員「501人以上」が基準ですが、22年10月に「101人以上」、24年10月に「51人以上」の企業にまで広がります。現行法ではパート労働者らは国民年金だけの人も多く、厚生年金も上乘せできるようにします。厚労省は新たに 65 万人が厚生年金に加入すると試算しています。

受給開始年齢の繰り下げでは、現在 60～70 歳の間で選ぶことができる期間を、2022 年 4 月以降は 60～75 歳に広がります。65 歳を基準として、受給の開始時期を 1 カ月遅らせるごとに年金の受給額は 0.7%増額する仕組みで 75 歳まで遅らせると 84%増となります。

「在職老齢年金」の見直しでは、働く 60～64 歳の年金を一部減らす基準を緩めます。現在は賃金と厚生年金の合計額が月 28 万円を超えていると年金が減りますが、この基準を 22 年 4 月以降は月 47 万円とし、働くほどに年金が減る仕組みを見直して、今より長く働けるように後押しします。

雇用調整助成金 上限引き上げ、特例期間の延長も

政府は新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策の裏付けとなる 2020 年度第 2 次補正予算案を閣議決定しました。新型コロナウイルスの感染拡大で業績が悪化し、労働者を休ませた企業に支給する「雇用調整助成金」について、6 月 30 日までとしていた特例期間を 9 月 30 日まで延長する方針です。日額上限（現在は 8,330 円）は、4 月 1 日までさかのぼって 1 万 5 千円に引き上げ、月額上限は 33 万円とします。さらに企業から休業手当がもらえない労働者に対しては、休業した日数に応じ、賃金の 8 割を国が直接給付します。週 20 時間未満勤務の短時間労働者にも同じ条件で支給します。月額 33 万円が上限で、対象期間は 4 月 1 日～9 月 30 日としています。

道内求人倍率 4 年ぶり 1 倍割れ 雇用調整助成金申請件数は倍増

北海道労働局が発表した 4 月の北海道内の有効求人倍率は前年同月から 0.15 ポイント低下し 0.97 倍となりました。1 倍を割り込むのは約 4 年ぶりです。新規の求人数が 22%減った一方、雇用調整助成金の申請件数は 2301 件と倍増しました。

有効求人倍率の低下は 4 カ月連続で新規求人数は 2 万 7 千人、新規求職者数は 9%減の 2 万 2 千人となりました。雇用調整助成金の道内申請件数は 2301 件で、うち支給決定は 58%にあたる 1325 件となり、申請、支給決定ともに 2 倍強に伸びています。申請から支給までの期間は当初 2 カ月程度でしたが、直近で 2 週間程度に短縮しました。



- 大雪山旭岳（東川町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【短時間労働者の社会保険適用拡大】

社会保険の適用において加入要件を満たさない短時間労働者について平成 29 年 4 月からの法改正により労使で合意すれば①週の所定労働時間が 20 時間以上、②月の所定内賃金が 88,000 円以上、③雇用期間の見込み 1 年以上等の要件を満たす短時間労働者については加入が可能となりました。適用した後は個々の労働者によって加入するかどうかを選ぶことはできず、要件に該当する短時間労働者はすべて加入する必要があります。なお、現在は従業員「501 人以上」の会社で適用されている短時間労働者への適用を 22 年 10 月に「101 人以上」、24 年 10 月に「51 人以上」の企業にまで広げる予定です。

事務所より

6 月を迎え、今年も半分が過ぎようとしています。連日報道されている通り新型コロナウイルスの影響により落ち着かない日々を過ごしている方が多いかと思えます。また、直接影響を受けている飲食店や観光業界はもちろんですが、他の関連産業においても経済的なダメージが日に日に大きくなってきていることが見受けられます。ただ、そんな中でも緊急事態宣言が北海道においても解除されたこともあり、工夫をしながら少しずつですが、元の生活や企業活動に戻していかなければなりません。日頃の感染予防はもちろんですが、気持ちの面でも折れてしまわないように心のケアもしっかりしていきたいものですね。

会社が従業員を新型コロナウイルスの影響により経営上の理由で休ませ、休業手当を支払う場合に受給できる雇用調整助成金について毎月お知らせをしておりますが、今回の記事にもある通り、また大きな変更がある予定です。スピードが重視される中でこれほどまでに日々要件等が変更されると申請自体に影響が出るかと思うのですが、書類を提出する時期によって書類や申請内容が変わることも十分ありえますので、申請を行う際にご不明な点等ありましたら、お気軽にご相談ください。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

6 月 1 日から労働保険料の概算確定保険料申告（年度更新）の受付が開始されています。弊社の方で労働保険料についての計算を行い、電子申請により労働局に手続を行います。手続完了後に申告書控書類及び納付書をお届けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、今年度は新型コロナウイルスの影響により労働保険料の申告・納付期限が 8 月 31 日（例年は 7 月 10 日）まで延長されております（事務組合及び一人親方加入の事業主様につきましてはすでに労働保険料の年度更新手続が完了しています）

